

2026年度（春）JASSO 奨学金募集要項

申込手続きにおける注意事項（全員読んでください！）

- ・ 申込希望者は、必ず全体の手順を先に確認してから手続きをおこなってください。
- ・ **申込手続きに関するお問合せは、申込者本人（学生）が行うようにしてください。**

多子世帯の大学無償化の申込手続きにおける注意事項（該当する人は必ず読んでください！）

- ・ 多子世帯の大学無償化は、高等教育の修学支援新制度（給付奨学金＋授業料等減免）に申込をしてください。
- ・ 子どもを3人以上扶養しているかの判定は、令和7年度（令和6年分）の住民税情報で確認します。
- ・ 申込前に必ず子ども3人以上扶養しているかを課税証明書やマイナポータルで確認してください。
- ・ 制度の詳細・扶養している子どもの数の確認方法➡

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/news/2025/11/82031/>

申込手続きの手順

1

申込書類一式を**都心学生生活課**の窓口で受取り、2026年度 奨学金案内ダイジェストを確認する。

申込を希望する奨学金の申込資格や家計基準・学力基準・概要を確認する。

◇ 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金＋授業料等減免） ※多子世帯の大学無償化を含む

◇ 第一種奨学金（貸与奨学金/無利子）

◇ 第二種奨学金（貸与奨学金/有利子）

2

スカラネット入力（申込）およびマイナンバー（個人番号）の入力を行う。（スカラネットは4/1から入力可能です）

スカラネット入力の手順

① スカラネット入力下書き用紙を作成する

② スカラネット入力下書き用紙をもとにスカラネット入力を行う

※スカラネット入力は ➡ <https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

③ マイナンバー（個人番号）の入力を行う ※スカラネット入力後、メインメニューからマイナンバー入力ができます

マイナンバー（個人番号）を提出しない場合は、マイナンバーを提出できない人の書類が必要です。
マイナンバーカードがなくても「個人番号」があれば提出することができます。

3

奨学金確認書兼地方税同意書を作成し、郵送する。スカラネット入力後1週間以内必着

奨学金確認書兼地方税同意書の提出手順

① 申込者本人欄を記入し、身元確認書類（学生証のコピー等）を貼り付ける。

② 生計維持者欄（父母がいる場合は父母それぞれ）に自署で記入してもらう。

③ セットに入っている緑の封筒に入れて、郵便局の窓口から簡易書留で JASSO に郵送する。

身元確認書類には氏名・生年月日・顔写真・有効期限・発行日の記載が必要です。

不備がある場合は、選考が開始されません（未提出を含む）のでご注意ください！⇒採否発表が翌月以降になります。

不備があった場合の連絡方法について（重要）

* 大学や JASSO からの連絡には必ず応じる。また電話など出られなかった場合は必ず折り返しをするようにしてください。

連絡する事象（一例）	連絡元	連絡方法
マイナンバーの再提出・追加書類の提出が必要な場合	マイナンバーコールセンター 0570-001-320	電子メール
スカラネットの入力内容と「奨学金確認書兼地方税同意書」の記入内容が一致しない場合や、身元確認書類の未提出等の不備があった場合		電話 文書（郵送）
その他、書類やスカラネット入力等に不備があった場合	大学の奨学金窓口	全学メール SMS・電話

下記書類を都心学生生活課に提出（該当するもの全て）

対象者	提出書類												
全員	●チェックリスト												
	●奨学金申込書【様式1】												
	●申込内容確認書【様式2】												
	●修学支援の措置に係る学修計画書【様式3】												
高等教育の修学支援新制度希望者 (給付+授業料等減免) 多子世帯の大学無償化の希望者を含む	●修学支援新制度（授業料等減免返還用口座振込依頼書）【様式4】												
1年生で第一種奨学金を申込する人 奨学金申込書【様式1】の貸与申込番号が(1).(2).(5).(6).(7).(8).(11).(14)の人	○出身学校長発行の調査書 * 厳封・卒業後に発行のもの・見込不可・成績証明書不可 * 高卒認定試験合格者の場合は高卒認定試験合格証明書 * 学士・編入学生の場合は出身大学の成績証明書 * 海外の高校を卒業の場合は成績証明書 ※調査書が間に合わない場合は調査書以外を締切厳守で提出してください。												
生計維持者が海外居住の人 (2025年1月1日時点で海外に居住の人) ↓ 日本での住民税が課税されていない場合	提出書類（様式）と詳しい内容に関しては JASSO ホームページをご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html 海外に居住し、2025年度（2024年1月～12月分）の住民税が課税されていない（2025年1月1日時点で国内に居住していない）生計維持者がいる場合は、マイナンバーによる所得の確認ができないため、「海外居住者のための収入等申告書」の入力及び「マイナンバーに代わる提出書類（様式）（大学等在学者用（二次））」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。 ◆「海外居住者のための収入等申告書」（JASSO の HP の中にあります） ⇒入力したうえで印刷し、収入等の証明書類（和訳付き）を添付⇒学校に提出 <table border="1"> <thead> <tr> <th>入力項目</th> <th colspan="2">必要となる証明書類（コピー可）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・生計維持者の所得金額関係</td> <td>・給与収入 ・年金 ・給与・年金以外の所得</td> <td>・2024年1月～12月の給与明細、帳簿等（準備ができない場合は10月～12月の3か月分） ・収入がない場合は、2024年1月～12月の間の無収入を証明する書類（海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書等）</td> </tr> <tr> <td>・生計維持者の配偶者の所得金額関係</td> <td>・給与収入 ・年金 ・給与・年金以外の所得</td> <td>・所得（課税）証明書等 ・海外に住んでいる場合は2024年1月～12月の給与明細等（準備ができない場合は10月～12月の3か月分）</td> </tr> <tr> <td>・世帯構成関係</td> <td>・年齢別の扶養人数</td> <td>・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様証明書でも可）または、 ・世帯構成等がわかる住民票の写し等</td> </tr> </tbody> </table> 「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）です。 「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。 いずれも添付する証明書類と同じになるように金額を入力してください。 ◆「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」（JASSO の HP の中にあります） ⇒書類に記入⇒学校に提出	入力項目	必要となる証明書類（コピー可）		・生計維持者の所得金額関係	・給与収入 ・年金 ・給与・年金以外の所得	・2024年1月～12月の給与明細、帳簿等（準備ができない場合は10月～12月の3か月分） ・収入がない場合は、2024年1月～12月の間の無収入を証明する書類（海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書等）	・生計維持者の配偶者の所得金額関係	・給与収入 ・年金 ・給与・年金以外の所得	・所得（課税）証明書等 ・海外に住んでいる場合は2024年1月～12月の給与明細等（準備ができない場合は10月～12月の3か月分）	・世帯構成関係	・年齢別の扶養人数	・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様証明書でも可）または、 ・世帯構成等がわかる住民票の写し等
入力項目	必要となる証明書類（コピー可）												
・生計維持者の所得金額関係	・給与収入 ・年金 ・給与・年金以外の所得	・2024年1月～12月の給与明細、帳簿等（準備ができない場合は10月～12月の3か月分） ・収入がない場合は、2024年1月～12月の間の無収入を証明する書類（海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書等）											
・生計維持者の配偶者の所得金額関係	・給与収入 ・年金 ・給与・年金以外の所得	・所得（課税）証明書等 ・海外に住んでいる場合は2024年1月～12月の給与明細等（準備ができない場合は10月～12月の3か月分）											
・世帯構成関係	・年齢別の扶養人数	・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様証明書でも可）または、 ・世帯構成等がわかる住民票の写し等											

<p>マイナンバーを提出できない人 (生計維持者・本人で上記に該当する人) マイナンバーカードがなくても提出できます</p>	<p>提出書類(様式)と詳しい内容に関しては JASSO ホームページをご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを提出できない場合→「マイナンバーに代わる提出書類(様式)」を作成のうえ、代替となる証明書類を添付して提出してください。 ・該当者の「令和7(2025)年度(非)課税証明書」(コピー可) <p>様式内に課税証明書の必要項目の詳細が記載されています。</p>
<p>申込者本人が外国籍の人</p>	<p>在留資格・在留期間が明記されている下記のいずれか1点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード(コピー) ・特別永住証明書(コピー) ・住民票の写し(原本) </div> <p>・家族滞在の場合のみ上記に加えて出入国記録の写し(原本) (※3)</p> <p>(※1) 「法定特別永住者」および「永住者」については在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 (※2) 申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類(コピー)を提出してください。 (※3) 出入国記録は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。</p>
<p>社会的養護を必要とする人</p>	<p>詳細は https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/houhou.html でご確認ください。</p>
<p>新たに生まれた子等がいる人 (多子世帯の大学無償化希望者) 対象期間:2025年1月1日~2026年3月31日</p>	<p>○新たに生まれた子等の数の申告書(奨学金窓口で渡します) 住民税情報に反映されていなくても「子ども」の数に含まれる場合があります。 対象期間に下記に該当する人がある場合は、奨学金窓口に申し出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに生まれた生計維持者の実子 2. 生計維持者に委託された里子 3. 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 4. 生計維持者の死別・離婚等の事由が発生したことにより税情報には反映されていないが、生計維持者と生計を一にしていると認められる者

5

採否発表を確認する。 採否発表: Cplus Information on Student Life and Career および全学メール

日程	採否発表日	初回振込日	初回振込内容		
			高等教育の修学支援新制度	第一種奨学金	第二種奨学金
A	6/10	6/11	<p>給付奨学金: 4月~6月分(詳細)</p> <p>授業料等減免については下記参照</p>	4月~6月分	希望月~6月分
B	7/9	7/10	<p>給付奨学金: 4月~7月分(詳細)</p> <p>授業料等減免については下記参照</p>	4月~7月分	希望月~7月分

授業料等減免について

※A 日程で不備なく申込手続きを行い、6月に採用された場合は減免された振込用紙で納入が可能ですが、学費振込の通知が納入期限の間際であり、また、申込時に不備があった場合や審査に時間がかかった場合には採否発表が1カ月以上遅れる場合もありますのでご注意ください。
先にお手元にある振込用紙(減免されていないもの)で学費を納入した場合は、後日経理課より減免額が返還されます。

詳細はこちら → [授業料減免のスケジュール](#)

奨学金窓口

<p>後樂園キャンパス通学生(都心学生生活課)</p> <p>112-8551 東京都文京区春日1-13-27 中央大学学生部事務室都心学生生活課 ☎03-3817-1716 ✉https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44</p>	<p>市ヶ谷田町キャンパス通学生(都心学生生活課)</p> <p>〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-18 中央大学学生部事務室都心学生生活課 ☎03-3817-1716 (後樂園キャンパスにつながります) ✉https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138</p>
--	--